

社会福祉法人関西福祉会 なないろこども園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 関西福祉会
所 在 地	大阪府堺市北区長曾根町 1210-1
電 話 番 号	072-252-6000
代 表 者 氏 名	理事長 戸松 祥吏

2 施設概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園	
施 設 の 名 称	社会福祉法人関西福祉会 なないろこども園	
施 設 の 所 在 地	大阪府堺市北区金岡町 3042-4	
電 話 番 号	072-246-7716	
園 長	園長 中野 久美	
利 用 定 員	2号認定こども	3号認定こども
	54 名	36 名
開 設 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日	
事 業 所 番 号	2714051000945	

3 施設の目的

子どもの健やかな成長のために適切な運営を確保し、良質かつ適正な内容及び水準の特定教育・保育事業の提供を行うことを目的とします。

4 施設の運営の方針

- (1) 施設を利用する子どもの意思及び人格を尊重し、差別的な取り扱いや虐待、懲戒に係る権限の濫用等は行わず、常に子どもの立場に立って教育・保育を提供します。
- (2) 堺市、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者と密接に連携し、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行います。
- (3) 施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施をする等の措置を講じます。
- (4) 堺市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）に基づき、施設の運営を行います。
- (5) 教育・保育の質及び職員の資質向上のため、必要な環境を確保し、提供する教育・保育の自己評価を行い、常にその改善を図ります。

5 施設・設備等の概要

敷 地	敷 地 全 体	971.11 m ²
	園 庭	284.31 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート
	延 べ 面 積	1,121.88 m ²
	築 年 月	平成 23 年 3 月

設 備	部 屋 数	
乳 児 室	1	0 歳児
ほ ふ く 室	1	1 歳児
保 育 室	4	2 歳児 3 歳児 4 歳児 5 歳児
遊 戯 室	1	
調 理 室	1	
一 時 保 育 室	1	一時預かり児

6 職員の配置状況

職 種	員 数	常 勤	非常勤	委託
園長	1	1		
主幹保育教諭	1	1		
副主幹保育教諭	2	2		
リーダー	6	6		
サブリーダー	6	1	5	
看護師	1	1		
保育教諭	9		9	
事務リーダー	1		1	
栄養士・調理	5			5
保育補助	4		4	

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(小児科・内科)

医 療 機 関 の 名 称	ぐんぐんキッズクリニック
小 児 科 医 師 名	中野 景司
所 在 地	堺市北区中百舌鳥町 2 丁 21 大休ビル 1F
電 話 番 号	072-275-8502

(歯科)

医療機関の名称	八百歯科
歯科医師名	八百 正浩
所在地	堺市堺区向陵中町 5-3-15
電話番号	072-258-6269

(薬剤師)

医療機関の名称	株式会社 育成会 カイセイ薬局
薬剤師名	水野 彩
所在地	堺市北区長曽根町 1213-5
電話番号	072-240-0260

7 教育・保育の提供日

2号認定子ども・3号認定子ども
月曜日から土曜日とします。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日）は除きます。

8 教育・保育の提供時間

(1) 教育標準時間

基本時間：午前9時30分から午後1時30分

(2) 保育標準時間

基本時間：午前7時30分から午後6時30分

延長時間：午後6時30分から午後7時

(3) 保育短時間

基本時間：午前9時から午後5時

延長時間：午前7時30分から午前9時

及び午後5時から午後6時30分

9 教育・保育の内容

当園は、教育・保育の提供に当たっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、提供します。

(1) 教育・保育の提供

上記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 教育・保育の理念

豊かな人間性を育てることを大切にした教育・保育を提供します。

(3) 食事の提供

子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分	11 時	15 時	
1 歳児	9 時 30 分	11 時	15 時	
2 歳児	9 時 30 分	11 時 30 分	15 時	
3 歳児		11 時 45 分	15 時	
4 歳児		12 時 00 分	15 時	
5 歳児		12 時 00 分	15 時	

* 献立表は毎月別途配布します。

* 食物アレルギー等、必要に応じてご相談ください。

(4) 特別支援の必要な子どもの教育・保育

集団での教育・保育を提供します。また、関係機関と連携しながら必要に応じて個別計画を作成します。

(5) その他

一時預かり保育、延長保育を実施します。

10 利用定員

(1) 2号認定子どもの利用定員

3 歳児 18 名 4 歳児 18 名 5 歳児 18 名

(2) 3号認定子どもの利用定員

0 歳児 9 名 1 歳児 12 名 2 歳児 15 名

1 1 利用者負担金

(1) 教育・保育に係る利用者負担(保育料)

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

(2) 延長保育に係る利用者負担(保育短時間の場合は負担額が変わります)

1 日単位利用 0.5 時間 500 円

(3) その他利用者負担額

項 目	負担を求める理由及び目的	金 額
主食費	主食分は補助金対象外の為	月額 1,500 円
副食費	副食分は補助金対象外の為	月額 4,800 円
絵本費	教育の一環として言葉の習得	年額 5,000 円程度
年長児徴収費	お楽しみ保育費、卒園アルバムなど	年額 10,000 円程度
制服、体操服代	教育方針として	別途 一覧表参照
遠足代	施設入館料、バス代	2,000 円程度
学習用品代	学習するに当たっての個別用品	別途 一覧表参照
施設利用料	グラウンド、会場使用料 一部負担	月額 150 円

・(1)～(3)の支払方法は別途お知らせします。

1 2 利用にあたっての留意事項

(1) 入園(選考方法)

ア 2号認定及び3号認定の子ども(市町村の利用調整結果に基づき、選考します。)

(2) 退園

ア 契約期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望日の1ヶ月前までに退園届を提出してください。

イ 園長は、次のいずれかに該当する場合には退園させることができます。

- ① 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、支給認定の要件に該当しなくなったとき。
- ② その他、保護者が施設や保育に従事する職員又は他の利用者に対して、重大な背信行為を行う等、施設の運営に重大な支障が生ずるとき。
- ③ 再三の督促にも関わらず、保育利用料等を支払わないとき。

(3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の1ヵ月前までに退園届を提出してください。

(4) 卒園

子どもが小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

1 3 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める非常防災対応マニュアルにより対応します。

防 災 設 備	・ 自動火災報知機 ・ 非常通報装置 ・ 誘導灯 ・ 消火器
避難・消火訓練	毎月1回以上実施します。
避難場所	金岡南小学校

1 4 緊急時の対応

利用している子どもに病状急変・事故等の緊急事態が発生した場合、子どもの家族等に連絡を行うとともに、医学的対応等、必要な措置を行うこととします。

1 5 保険に関する事項

当園では、以下のとおり保険に加入しています。

種 類	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度
内 容	園の管理下において児童が災害に遭った場合の治療費や見舞金の給付を行う制度
補 償 金 額	医療保険並の療養に要する費用の 4/10 障害見舞金 4,000 万円 ～88 万 死亡見舞金 3,000 万円

1 6 苦情等に関する相談窓口

当園では、苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	
解 決 責 任 者	園長 中野 久美
受 付 担 当 者	主幹保育教諭 斎藤 華奈
相 談 時 間	当園の開園日・開園時間内
電 話 番 号	072 - 246 - 7716

第三者委員		
氏 名	堀口 昌弘	黒木 英明
役 職・肩 書 等	元郵便局 局長	元社会福祉施設 施設長

17 個人情報の取扱い

当園は、業務上知り得た利用する子ども及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。なお、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することがあります。

ア 小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有します。

イ 他の教育・保育施設等へ転園する場合、その他きょうだいがある別の教育・保育施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。

ウ 緊急時において、その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。

18 虐待の防止

当園では、利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施をする等の措置を講じます。

19 非常災害時の対策

当園では、自然災害や火災の発生等、万が一の事態でも保育が継続できるよう市内の認定こども園等と援助協定（堺市認定こども園等相互援助協定）を締結しています。下記のとおり協定に基づき援助を受ける又は提供する場合があることをご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

新宝珠幼稚園	なかもずこども園
ひのまるこども園	なかよしの森認定こども園
かなおか保育園	ふくろうの森学園
子音つばさこども園	アンパス保育園
わんぱく保育園	ろばのこ保育園

20 その他の留意事項

- （１）送迎は保護者が行ってください。保護者以外の方が来る場合は事前に保護者から連絡をお願いします。
- （２）自動車での送迎は、当園の近隣住民に迷惑がかからないよう交通ルールを遵守することをお願いします。
- （３）教育・保育の必要時間は支給認定の範囲の中で就労等の状況を確認し、個別に園長が設定します。
- （４）ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に当こども園及び利用者に係る誹謗・中傷又は個人情報の掲載は禁止します。

(別紙)

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 社会福祉法人関西福祉会 なないろこども園

説明者 園長 中野 久美

私は、書面に基づいて社会福祉法人関西福祉会 なないろこども園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

2025 年 4 月 1 日

保 護 者 住 所			
子 ど も の 名 前			
保 護 者 の 名 前	㊞	子どもとの続柄	

緊急連絡先①

名 前		子どもとの続柄	
住 所			
電 話 番 号			

緊急連絡先②

名 前		子どもとの続柄	
住 所			
電 話 番 号			